

「隈上川長野伏せ越し改築工事」に係る契約者の選定経緯について

令和2年3月18日

国土交通省九州地方整備局

目次

1. 工事概要	1
2. 経緯	2
3. 競争参加資格確認	4
4. 技術提案審査 (個別講評)	4
5. 価格等交渉	6
6. 契約相手方の決定	7
7. 総合講評	7
8. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯	8

1. 工事概要

(1) 発注者

国土交通省九州地方整備局

(2) 工事名

隈上川長野伏せ越し改築工事

(3) 工事場所

福岡県うきは市吉井町桜井地先（筑後川水系支川隈上川 0k250 付近）

(4) 工事内容

本工事は、隈上川改修に伴い、長野伏せ越しの改築を行う工事である。

1) 設計業務

管渠工：推進工法（ $\phi 2400 \times 2$ 連、下流側延長 70.9m、上流側延長 69.7m）

現場打ち施工：右岸側 $2100 \times 2100 \times 2$ 連、延長 75.5m

左岸側 $2300 \times 2000 \times 2$ 連、延長 36.92m

2) 施工（以下、建設工事）

（公示時）

管渠工：推進工法（ $\phi 2400 \times 2$ 連、下流側延長 70.9m、上流側延長 69.7m）

現場打ち施工：右岸側 $2100 \times 2100 \times 2$ 連、延長 75.5m

左岸側 $2300 \times 2000 \times 2$ 連、延長 36.92m

（契約時）

管渠工：推進工法（ $\phi 2400 \times 2$ 連、下流側延長 32.36m、上流側延長 167.64m）

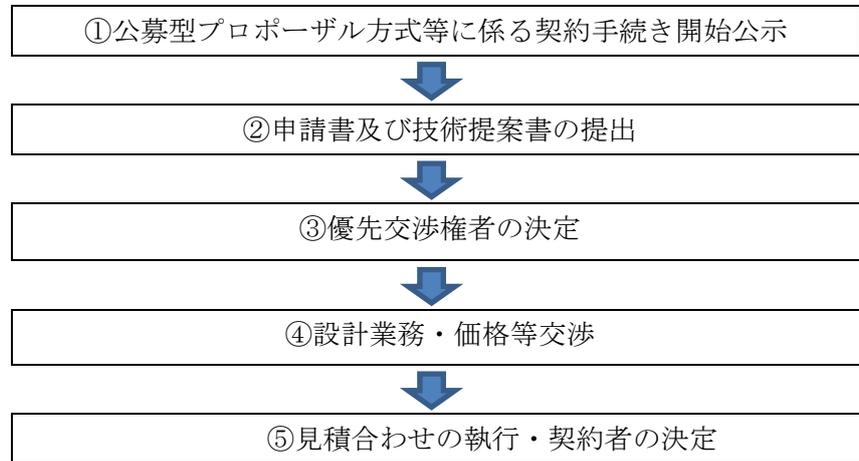
3) 履行期間

設計業務 令和元年12月3日から令和2年2月12日

建設工事 令和2年3月19日から令和3年3月16日

2. 経緯

(1) 契約者決定の流れ



図－1 契約者決定の流れ

(2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表－1のとおりである。

表－1 契約者決定までの主な経緯

日付	内容
令和元年7月23日	入札・契約手続き運営委員会（公示内容確認）
令和元年8月8日	契約手続き開始の公示
令和元年8月9日～ 令和元年10月3日	申請書及び技術提案書提出期間
令和元年10月11日	技術提案書提出者に対するヒアリング
令和元年11月14日	小委員会（第1回）
令和元年11月15日	入札・契約手続き運営委員会（優先交渉権者選定）
令和元年11月21日	優先交渉権者選定通知
令和元年12月2日	基本協定、設計業務契約締結
令和2年2月12日～ 2月19日	価格交渉
令和2年2月28日	小委員会（第2回）
令和2年3月3日	入札・契約手続き運営委員会（契約相手方特定）
令和2年3月4日	優先交渉権者に特定通知

令和2年3月18日	見積合わせ
令和2年3月18日	工事請負契約締結

(3) 工事実施者の選定方式

本工事は、隈上川改修に伴い、長野伏せ越しの改築を行う工事である。

本工事は現在、推進工法で計画しているが、技術的に仮締め切り工法（開削工法）による施工も可能と考えられ、現地の地質はレキ質土であり玉石の混入も想定され、地下水の止水対策も必要となる。

以上のことから、効率的な設計・施工には施工者独自の高度な技術が必要であることから、技術提案・交渉方式の設計交渉・施工タイプを採用することとした。

(4) 工事実施者の選定方法

契約の相手方の選定は、競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、競争参加資格があると認められる者で、技術評価点が最も高いものを優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格競争が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

(5) 工事実施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、九州地方整備局の入札契約手続運営委員会に諮ったうえで決定した。また、中立かつ公正な審査・評価の確保を図るため、学識経験者で構成する「九州地方整備局 総合評価技術委員会」（以下、小委員会という）を活用した。小委員会は、下記の学識経験者4名で構成し、技術審査段階、価格等の交渉段階の2段階において意見聴取を行った。なお、小委員会は非公開とした。

表-2 技術提案・交渉方式に係る小委員会の委員

	氏名	所属
委員 (五十音順)	石藏 良平	九州大学大学院工学研究院 准教授
	佐川 康貴	九州大学大学院工学研究院 准教授
	添田 政司	福岡大学工学部 教授
	松藤 泰典	九州大学、北九州市立大学 名誉教授

3. 競争参加資格確認

(1) 競争参加確認の概要

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

(2) 審査結果

令和元年10月3日までに3者の応募があった。3者から提出された競争参加資格確認申請書について資格審査を行った結果、いずれの社も競争参加資格を満たしていた。

4. 技術提案審査

(1) 技術提案審査の概要

技術提案項目の設定にあたっては、効率的な設計・施工の観点から下記の提案を求めた。

管渠工について、施工性、経済性、実現性を考慮した施工方法に関する提案

3者に対して技術提案を評価し、設計業務及び価格交渉を行う優先交渉権者及び、次順位以下の交渉権者を決定した。

技術提案の評価は、各者40分のヒアリングを実施し、技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容の審査することで行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和元年8月8日～令和元年9月24日）に、7回（19項目）の質問を受領・回答している。

(2) 審査結果

審査にあたっての評価基準及び配点は表-3、審査結果は表-4のとおりである。

表－3 技術提案項目と評価基準及び配点

評価項目		評価基準		配点
技術提案	管渠工について、施工性、経済性、実現性を考慮した施工方法に関する提案	施工性	仮設も含めた効率的な施工計画について、評価する。 (上記内容について、具体的な工法や施工体制を記載すること)	40点
		経済性	仮設も含めた工事費を算出し、経済的な提案について評価する。 (上記内容について、具体的な工法や施工体制を記載すること)	40点
		実現性	提案内容を裏付ける類似実績などを明示し、十分な裏付けがある場合に優位に評価する。	20点
合計				100点

表－4 審査結果（個別講評）

評価基準	配点	A社		B社		C社	
		施工性	40点	40点	提案された施工方法について、現場条件との整合が高く、効率的で実現性が高い。	36点	提案された施工方法について、現場条件との整合が高く、効率的である。
経済性	40点	36点	総合的に、経済的な提案である。	24点	標準的な提案である。	28点	経済的な提案である。
実現性	20点	20点	類似実績などが明示され、十分な裏付けがある。	20点	類似実績などが明示され、十分な裏付けがある。	20点	類似実績などが明示され、十分な裏付けがある。
合計	100点	96点 (優先交渉権者)		80点 (交渉権者)		80点 (交渉権者)	

5. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者間で設計業務の契約を締結するに当たり、設計業務完了後の工事の契約に向けた価格等の交渉等に関する基本協定を令和元年12月2日に締結した。

価格等の交渉とは、発注者及び優先交渉権者が、設計業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積もりの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

以下に価格交渉等の実施方法について示す。

- ①優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費を算出し、設計業務の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料（以下、「全体工事費調書」という。）を発注者に提出する。
- ②優先交渉権者は、設計成果物を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「参考見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。
- ③発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。この場合において、参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- ④③の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて③に基づく交渉を行う。
- ⑤③及び④に基づく交渉の結果、発注者が提示した参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
- ⑥③及び④に基づく交渉の結果、⑤の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

(2) 経過

基本協定に基づき、3回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下の通りである。

【第1回】令和2年2月12日

- ・歩掛は、「下水道用設計標準歩掛表」を採用していることを確認。
- ・推進工の日掘進量について、設計書に、協議のうえ変更対応とすることを条件明示することを条件に、日掘進量を「下水道用設計標準歩掛表」の標準掘進量を参考に設定。

【第2回】令和2年2月17日

- ・推進機械のビット交換について、設計書に、協議のうえ変更対応とすることを条件明示することを条件に、当初は見込まない。
- ・推進工、地盤改良に伴う掘削残土について、築堤等に流用するため、仮置きする。

【第3回】令和2年2月19日

- ・第1回、第2回価格等交渉後の変更内容について、確認。

上記3回の価格等交渉を踏まえ、発注者において優先交渉権者の価格の妥当性を確認したことから、令和2年2月28日、第2回小委員会に価格等交渉結果について報告し、価格交渉結果及び交渉成立の妥当性が確認された。

(3) 見積合わせ

実施日時 令和2年3月18日(水) 10時

6. 契約相手方の決定

- (1) 工事名：隈上川長野伏せ越し改築工事
- (2) 契約者：(株)不動産トラ九州支店
- (3) 工事場所：福岡県うきは市吉井町桜井地先（筑後川水系支川隈上川 0k250 付近）
- (4) 工事請負契約締結日：令和2年3月18日
- (5) 契約金額：予定価格 733,315,000円（消費税及び地方消費税を含む）
契約金額 733,260,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7. 総合講評

競争参加者から、最も優れた技術提案を行った、(株)不動産トラ九州支店を優先交渉権者として選定し、設計業務を行った。

価格等交渉は、令和2年2月12日から2月19日において、計3回実施し、全体工程、施工方法等の確認、見積条件等の確認を経て、価格等交渉が成立した。

その後、工事の見積合わせが行われ、九州地方整備局が設定した予定価格を下回ったため、本請負工事契約を締結した。

8. 技術提案・交渉方式に係る専門部会の経緯

本工事の契約手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識者で構成する「九州地方整備局 総合評価技術委員会」（以下、小委員会という）を活用し、全 2 回の意見聴取を行った。

各委員会の開催日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【第 1 回小委員会 技術審査段階】

- 1) 開催日：令和元年 11 月 14 日（木）、11 月 19 日（火）（個別で意見聴取を実施）
- 2) 意見聴取事項
 - ①契約手続きの流れについて
 - ②技術審査結果について
- 3) 主な意見
 - ①技術審査の妥当性について

【第 2 回小委員会 価格等の交渉段階】

- 1) 開催日：令和 2 年 2 月 28 日（金）、3 月 10 日（火）（個別で意見聴取を実施）
- 2) 意見聴取事項
 - ①価格等の交渉経緯について
- 3) 主な意見
特になし

以上